［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（入国者収容所等視察委員会の置かれる出入国在留管理官署等）

第五十九条の三　入国者収容所等視察委員会（以下「委員会」という。）の名称、法第六十一条の七の二第一項に規定する出入国在留管理官署並びに同条第二項及び第六十一条の七の六第一項に規定する担当区域内にある入国者収容所及び収容場（以下「入国者収容所等」という。）並びに出国待機施設は、別表第六のとおりとする。

（委員会の組織及び運営）

第五十九条の四　委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　委員長は、委員会の会務を総理する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4　委員会の会議は、委員長が招集する。

5　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6　前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。

7　委員会の庶務は、その置かれる出入国在留管理官署の総務課において処理する。

（委員会に対する情報の提供）

第五十九条の五　法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「入国者収容所長等」という。）が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、入国者収容所等に関する次に掲げる事項について、入国者収容所等の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

一　入国者収容所等の概要

二　収容定員及び収容人員の推移

三　入国者収容所等の管理の体制

四　法第六十一条の七第二項の規定による貸与及び給与の状況

五　被収容者の自費による物品の購入並びに物品の授与及び送付の状況

六　被収容者に対して講じた衛生上及び医療上の措置の状況

七　規律及び秩序を維持するために執つた措置の状況

八　被収容者による面会及び通信の発受の状況

九　被収容者からの意見聴取及び申出の状況

十　被収容者からの処遇に関する入国警備官の措置に係る不服申出の状況

2　法第六十一条の七の六第二項において準用する法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、出国待機施設の概要、当該施設の入所定員及び使用者数の推移並びに当該施設の使用者からの施設に関する意見の提出状況その他の当該施設の運営に関し特記すべき事項について、出国待機施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

3　法第六十一条の七の四第一項（法第六十一条の七の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による必要に応じた情報の提供は、入国者収容所長等が、次に掲げる場合に、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

一　入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況に相当程度の変更があつた場合

二　委員会から入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について説明を求められた場合

三　委員会の意見を受けて措置を講じた場合

四　前三号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について情報の提供をすることが適当と認めた場合